

資料1-1

令和8年度 保険料率について

令和8年1月14日



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

〈目次〉

- I 令和8年度 健康保険料率について
- II 令和8年度 介護保険料率について
- III 令和8年度 子ども・子育て支援金率について
- IV 令和8年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール（現時点での見込み）
- V （参考）運営委員会での発言要旨等

I 令和8年度 健康保険料率について

令和8年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

➤ 算定の前提となる事項

- 令和8年度は、令和6年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は9.9%
- インセンティブ分の加算率は、0.01%
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算 (a)	直近見込 (2025年12月) (b)	2025-2024 (b-a)	
収入	保険料収入	106,490	110,631	4,142	111,696 2012-2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,690	12,383	693	11,798 ▲ 584 2026年度保険料率： 9.90%
	その他	346	449	103	485 36
	計	118,525	123,463	4,938	① 123,979 ④ 516
支出	保険給付費	72,552	75,138	2,586	76,913 1,775
	前期高齢者納付金	12,863	12,938	75	12,048 ▲ 890
	後期高齢者支援金	23,332	24,891	1,559	25,618 727
	病床転換支援金	0	0	0	0 0
	その他	3,193	3,924	731	4,263 339
	計	111,939	116,891	4,951	② 118,841 ⑤ 1,951
単年度収支差		6,586	6,572	▲ 13	③ 5,137 ▲ 1,435
準備金残高		58,662	65,234	6,572	70,371 5,137
※(内数)		8,856	9,074	218	9,353 279

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注) 上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

収支見込み（令和8年度）の概要

平均保険料率を**9.9%**のもとで、

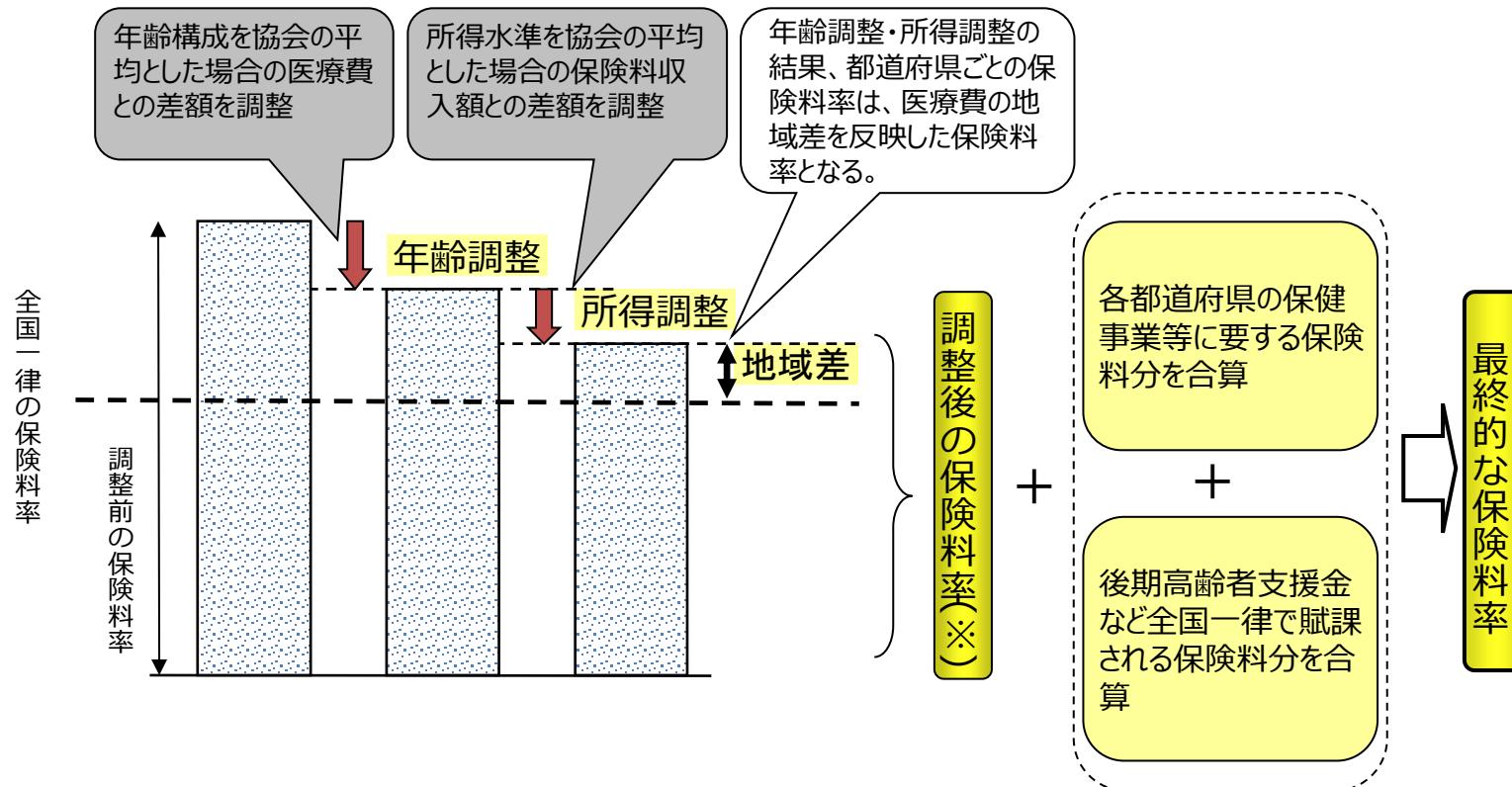
収入（総額）が**①約12.4兆円**、支出（総額）が**②約11.9兆円**と見込まれ、単年度収支差は**約③5,137億円**の見込み

＜収入の状況＞収入（総額）は、令和7年度（直近見込み）から**④516億円の増加**となる見込み

＜支出の状況＞支出（総額）は、令和7年度（直近見込み）から**⑤1,951億円の増加**となる見込み

保険料率の算定方法について

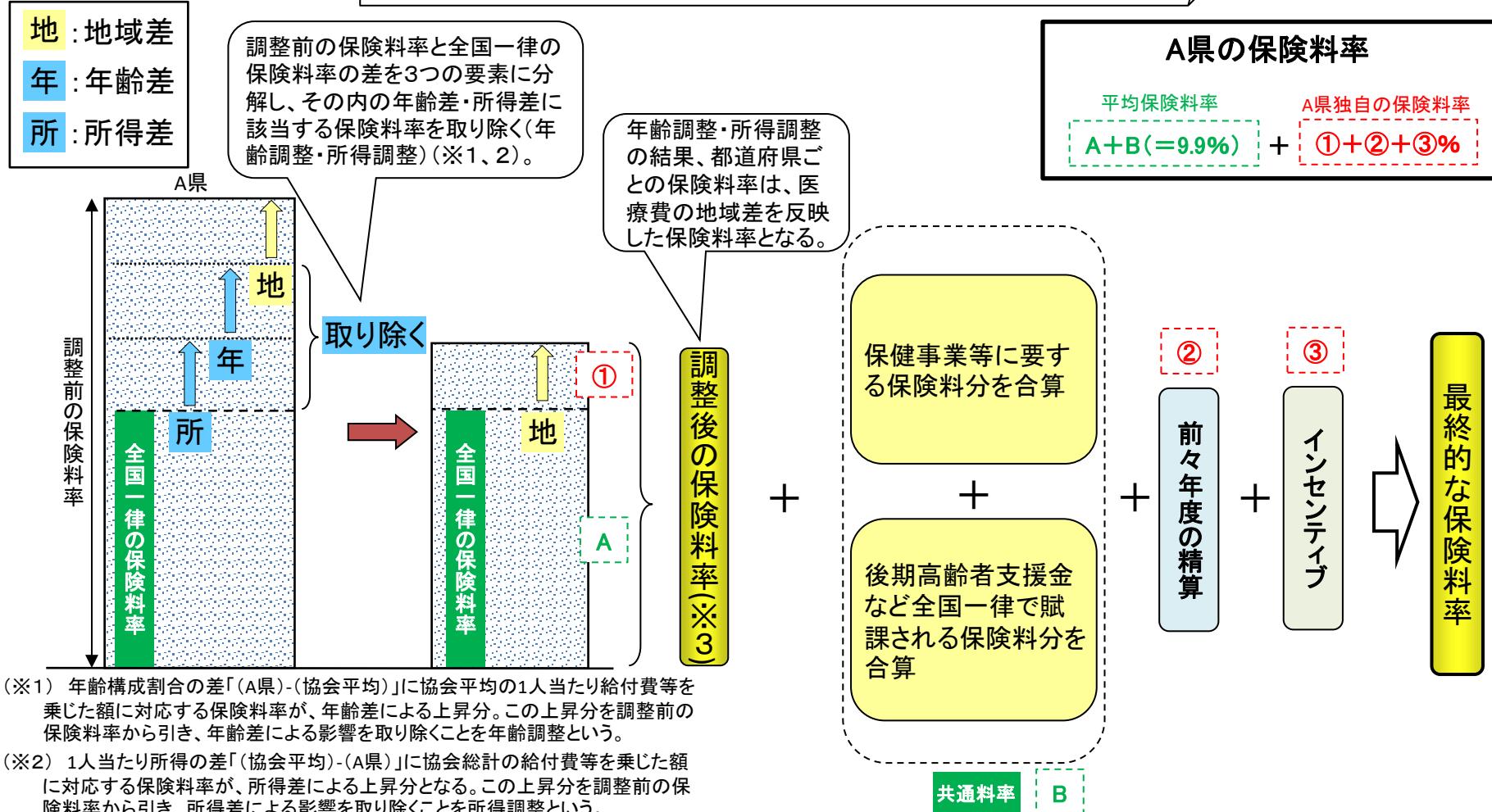
- ①令和6年度の各都道府県別の医療給付費、年齢階級別、加入者数、総報酬等をもとに、支部ごとの療養の給付等に要する額を算出
- ②年齢調整、所得調整を行う
- ③共通料率（全国一律）を加算する
- ④令和6年度の支部別収支（実績）に基づく精算分を反映
- ⑤インセンティブ制度による加減算分を反映



協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

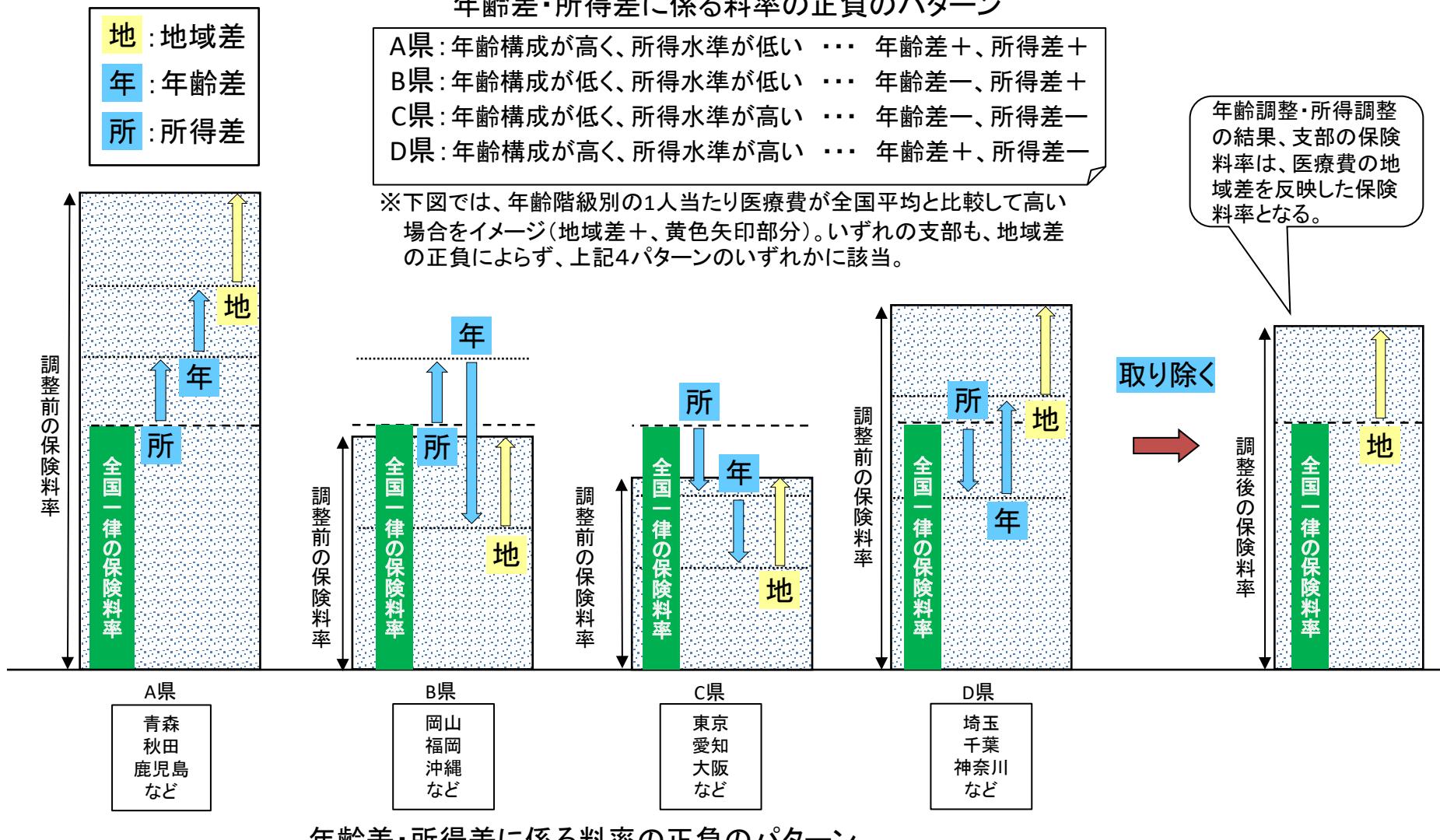
都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える(年齢調整・所得調整)ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。



支部ごとの医療給付費にかかる部分

支部医療給付費

(令和8年度見込み)

支部総報酬額

(令和8年度見込み)

=

支部ごとの療養の給付等に要する
保険料率（年齢・所得調整前）

宮崎支部

= **6.14%** (全国平均**5.35%**)



宮崎支部の医療給付費についての保険料率は全国で13番目に高い

（前年度との比較）

	令和7年度	令和8年度	差
支部医療給付費についての料率	6.21	6.14	-0.07%

年齢調整および所得調整

1.年齢調整 →年齢構成を協会の平均と比較した場合の医療費との差額を調整する。

- 全国平均の加入者 1人当たり医療給付費（令和8年度見込） × 宮崎支部加入者数（約392千人）

$$= \dots \text{ (A)}$$

- 宮崎支部年齢階級別の加入者数（5歳刻み）に
全国平均の年齢階級別加入者 1人当たり給付費（5歳刻み）を乗じた額を合計した額（令和8年度見込）

$$= \dots \text{ (B)}$$

- 年齢調整額… (A) – (B) = (C)

$$\bullet \text{年齢調整率} = \frac{\text{年齢調整額 (C)}}{\text{宮崎支部総報酬額} \\ (\text{令和8年度見込み})} = \textcolor{red}{\Delta 0.13\%}$$

⇒年齢調整の結果、年齢調整額が「負の値」となり、宮崎支部は「年齢構成の高い支部」に該当するため、**保険料率を下げる方向に調整される。**

2.所得調整 ⇒ 所得水準を協会の平均と比較した場合の保険料収入額との差額を調整する。

- 全国の医療給付費の総額を支部毎の総報酬額で按分した額

$$\text{全国の医療給付費合計} \times \frac{\begin{array}{c} \text{宮崎支部の総報酬額} \\ (\text{令和8年度見込み}) \end{array}}{\begin{array}{c} \text{全国の総報酬額} \\ (\text{令和8年度見込み}) \end{array}} = \cdots \quad (\text{D})$$

- 全国平均の加入者 1 人当たりの医療給付費に宮崎支部の加入者数を乗じた額

$$\text{全国平均の加入者 1 人当たり医療給付費} \times \text{宮崎支部加入者数} = \cdots \quad (\text{E})$$

- 所得調整額… (D) – (E) = (F)

$$\bullet \text{所得調整率} = \frac{\text{所得調整額(F)}}{\begin{array}{c} \text{宮崎支部の総報酬額} \\ (\text{令和8年度見込み}) \end{array}} = \textcolor{red}{\Delta 0.75\%}$$

⇒ 所得調整の結果、所得調整額が「負の値」となり、宮崎支部は「所得水準の低い支部」に該当するため、保険料率を下げる方向に調整される。

令和6年度の支部別収支（実績）に基づく精算分を反映

⇒令和8年度の都道府県単位保険料率の算定においては、令和6年度の都道府県毎の収支決算における収支差について清算する必要がある。

令和6年度の宮崎支部の収支差はプラスとなり、その額は収入から減算される。

$$\text{精算部分の保険料率換算} = \frac{\text{令和6年度宮崎支部収支差}}{\text{宮崎支部の総報酬額} \\ (\text{令和8年度見込み})}$$



精算部分の料率は、**0.045%減算**

令和6年度の収支差が収入に加算されるため、保険料率を下げる方向に働く

インセンティブ制度による加減算分を反映

⇒加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

加算

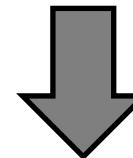
令和6年度宮崎支部総報酬額の
実績×0.01%

減算

なし

(令和6年度インセンティブ制度（17位）における報奨金)

$$\text{インセンティブ制度部分の保険料率換算} = \frac{\text{加減算額}}{\text{宮崎支部の総報酬額 (令和8年度見込み)}}$$

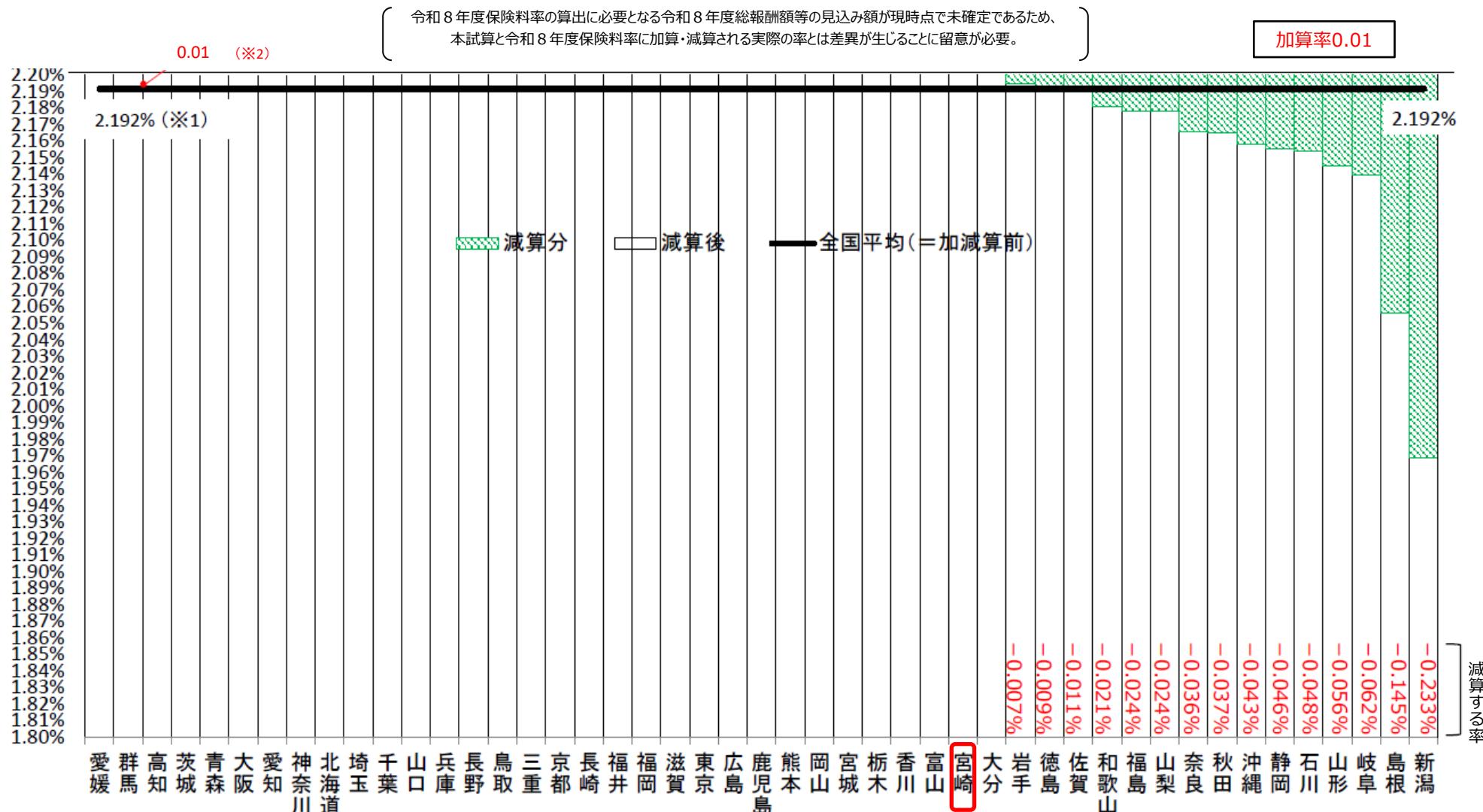


インセンティブ制度による部分の料率は、**0.01%加算**

加算部分のため、保険料率を上げる方向に働く

令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算

【令和6年度実績評価 ⇒ 令和8年度保険料率へ反映した場合の試算】



※1 令和8年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和8年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和6年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。

※2 令和8年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和6年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和8年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

令和8年度宮崎支部保険料率

宮崎支部における医療給付費についての調整前の所要保険料率……6.14% (全国平均 5.35%)
【R7年度…6.21% (全国平均 5.35%)】

調整計 ▲0.88%

年齢調整▲0.13%

所得調整▲0.75%

1



2

宮崎支部における医療給付費についての調整後の所要保険料率… 5.26%



全国一律の部分…

4.55%

3

精算部分…

▲0.05%

4

インセンティブ制度による部分…

0.01%

5

$$② + ③ + ④ + ⑤ = 5.26\% + 4.55\% - 0.05\% + 0.01\% = 9.77\%$$



令和8年度における宮崎支部保険料率 **9.77%** (高い方から 32/47支部中)

【宮崎支部保険料率の推移 (平均保険料率は10%)】

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
宮崎支部 保険料率 (%)	9.95	9.97	9.97	10.02	9.91	9.83	10.14	9.76	9.85	10.09

- 10.09%から令和8年4月以降に9.77%へ引き下げた場合の保険料負担の影響
(被保険者 1人当たり、労使折半前)

例：標準報酬月額 300,000円 (30,270円 → 29,310円) [-960円]

II 令和8年度 介護保険料率について

介護保険の令和8年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものに基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和8年度は介護納付金が1兆1,485億円（前年度比+360億円）となった。令和7年度末に見込まれる剩余分（57億円）も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料収入を算出した結果、**令和8年度の介護保険料率は1.62%**となる。（4月納付分から変更）

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

- 1.59%から令和8年4月以降に1.62%へ引き上げた場合の介護保険料負担の影響
(被保険者 1人当たり、労使折半前)

例：標準報酬月額 300,000円（4,770円 → 4,860円）【+90円】

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59%
	その他	-	-	-	2026年度保険料率： 1.62%
	計	10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	-	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	5	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

【介護納付金、介護保険料率の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護納付金 (億円)	10,303	10,291	10,494	10,793	10,835	11,125
介護保険料率 (%)	1.79	1.80	1.64	1.82	1.60	1.59

III 令和8年度 子ども・子育て支援金率について

令和8年度 子ども・子育て支援金率について

- 令和8年4月から、子ども・子育て支援金制度が始まります（令和8年5月納付分から徴収開始）。
- 被用者保険の支援金率については、法律上は、納付金総額を踏まえて保険者が定めることとなっていますが、「国が実務上一律の支援金率を示す」ことを協会としても求めてきたところであり、改正法案の附帯決議でも定められたところです。
- 今後は、**12月26日に国から示される「実務上一律の支援金率」**を踏まえて、介護保険料率と同様に、1月の運営委員会で協会における支援金率を決定する予定です。（支援金率の詳細については、改めてお示しします。）
- そのため、介護保険料同様、支援金率が1月の評議会で報告事項となります。
- 2月以降の保険料率の広報と合わせて、こども家庭庁の資材を活用しつつ、支援金制度や料率・徴収額についての広報を実施していきます。

(参考)こども家庭庁作成周知チラシ



協会けんぽの収支見込(子ども・子育て支援分)

(単位：億円)

		2026 (R8) 年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	-	
	計	2,396	
支出	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	-	
	計	2,264	
単年度収支差		132	
準備金残高		132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

IV 令和8年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール (現時点での見込み)

	1月	2月	3月
運営委員会	<p>1/29</p> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款変更〈付議〉 (令和8年度都道府県単位保険料率等の決定) <p>↑ 支部長からの意見の申出</p>	<p>2/12 (予備日)</p> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度事業計画・予算〈付議〉 	<p>3/24</p>
支部評議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度都道府県単位保険料率 ・令和8年度支部事業計画 ・令和8年度支部保険者機能強化予算 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度支部事業計画 ・令和8年度支部保険者機能強化予算
その他		<p>令和8年度保険料率改定の広報</p> <p>健診体系の見直しの広報</p>	
(備考) 国		<p>保険料率の認可等</p>	<p>事業計画、 予算の認可等</p>

※ 運営委員会の議題については、令和7年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

(参考)

協会けんぽ 本部運営委員会での
発言要旨・説明内容等について

<北川理事長発言要旨>（1/2）

- 令和8年度平均保険料率に関する真摯なご議論に感謝申し上げます。
- 本運営委員会や各支部評議会においても、平均保険料率につきましては、様々なご意見を頂戴しました。
- 特に、引き下げるべきとのご議論の中では、
 - 「中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、保険料率の引き下げも検討すべきではないか」
 - 「わずかでも保険料率の引き下げの実現があれば、医療保険制度に対する納得感や信頼が高まるのではないか」
 - 「現役世代の可処分所得を少しでも増やすことが重要であり、保険料率の引き下げは一つの方法と考えるべきではないか」

といったご意見を頂戴しました。
- 一方で、維持やむを得ないとのお立場からは、
 - 「物価の高騰や人件費の増加等により、今後とも医療費が伸びていく可能性を踏まえると、10%維持はやむを得ないのではないか」
 - 「社会経済状況の先行きが不透明のなか、中長期的に安定した財政運営を行うためには、保険料率の引下げは慎重に考えるべきではないか」
 - 「平均保険料率10%を維持するという考え方のもとで、中長期的な財政運営が可能となるよう、保険料率や準備金の在り方の判断基準を検討していくべきではないか」

といったご意見を頂戴しました。
- 協会としては、中長期的に安定した財政運営を目指し、できる限り長く平均保険料率10%を超えないようにする、との基本的な考え方をお伝えしてまいりましたが、それは保険者として国民皆保険制度の根幹たる医療保険制度の持続可能性を最大限堅持すべきとの立場からのものであります。

<北川理事長発言要旨>（2/2）

- ・ 他方、現在、医療保険を含む我が国社会保障制度の持続可能性の拡充の立場から、全世代型社会保障制度の実現に向けた改革が進められており、特に本年末に向け、厚生労働省の各審議会においても、高齢化や医療費の増大を見据え、現役世代への負担の軽減をはじめとした、世代間・世代内での負担能力に応じた新たなあり方に向けた議論が重ねられているところです。
- ・ これらは、大きく変化する国際情勢における政治経済環境・安全保障環境も含め、わが国における物価高や少子高齢化による人手不足、産業構造の変化、金利ある経済への復帰等、日本経済が新たなステージに移りつつある現状認識が改めて問われているものと考えております。
- ・ そうした中で、政府方針としても、
 - 先日、閣議決定された「令和8年度予算編成の基本方針」（令和7年12月9日閣議決定）では、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要であり、全世代型社会保障の構築を通じ、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る」とされています。
 - 加えて、先ほどご紹介しましたが、今般、厚生労働省からも、保険料率について検討していただきたい旨の要請があったところです。
- ・ 協会としての基本的な考え方にはささかも変わりはございませんが、令和8年度の平均保険料率につきましては、皆様からのご意見やこうした状況を総合的に判断し、0.1%の引き下げを行い、9.9%にすることとしたいと思います。
- ・ これまでの毎年の検討においても、行ってまいりましたが、今後とも、毎年10年程度の見通しを踏まえた財政状況を確認しつつ、引き続き、保険料率や準備金の在り方についての議論を深めていきたいと考えています。
- ・ また、今年度、協会としても、長期運用への取り組みを開始したことと合わせ、準備金のあり方についての検討・議論を始めたところです。今後、こうした取り組みをさらに深化させるとともに、ご意見を頂戴している、保険料率の引き上げについてのメルクマール等の議論についても、あるべき姿として議論を継続してまいりたいと考えております。

<事務局説明（厚生労働省要請）>

- ・ 協会けんぽにおいては、安定した国庫補助率の下で、この10年以上、保険料率が10%（労使計）で維持されるとともに、予防・健康づくりへの積極的な取組や安定的な経営を実現するための関係者の努力により、財政運営も健全化し、十分な積立金も確保されていることに敬意を表します。
- ・ もとより、協会けんぽの料率は、医療費の状況や賃金の伸びなど、様々な要素を勘案した上で、運営委員会で真摯に御議論いただき、自主的・自律的に決定されるものと認識しています。
その上で、これまで努力の成果を加入者の皆様に還元する等の観点から、以下の点について御検討をお願いします。
- ・ 現在、全国平均10%となっている医療保険料率について、医療費の動向等により、料率の頻繁な変更が必要となるなど将来の財政運営に支障を生じない範囲で、「総合健保」の保険料率が平均で約9.9%であることも踏まえて、具体的な保険料率を検討していただきたい。

